

使用前確認証

原規規発第 22111510 号

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

令和 2 年 8 月 2 7 日付け原発本第 1 5 6 号（令和 3 年 7 月 1 3 日付け原発本第 6 4 号、令和 4 年 1 月 1 3 日付け原発本第 1 8 3 号、令和 4 年 3 月 3 0 日付け原発本第 2 2 6 号及び令和 4 年 1 0 月 1 8 日付け原発本第 1 0 1 号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 4 3 条の 3 の 1 1 第 3 項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号）第 2 1 条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和 4 年 1 2 月 5 日

原子力規制委員会

